

指定農業機械作業従事者に係る特別加入の対象範囲の見直しについて

<改正の背景>

- 農薬の空中散布等の作業に用いる産業用無人ヘリコプター(以下「無人ヘリコプター」という。)は、平成3年に実用化がされて以来、その利用実績は増加。農作業の省力化や効率化が図れることから、政府としても無人ヘリコプターの普及を推進しており、平成26年4月には、経済産業省により無人ヘリコプターの総重量の規制が緩和。
- 一方、無人ヘリコプターによる死亡事故は、件数こそ少ないものの普及台数に比して多く、今後、規制緩和に伴い普及が進むことで、死亡事故が増加するおそれがある。

<改正の概要>

- 特別加入の対象者の範囲の考え方に照らし、第二種特別加入者のうち、指定農業機械作業従事者の指定農業機械に無人ヘリコプターを追加。
(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)の一部改正)
- これにより、無人ヘリコプターを使用する者について、特別加入の対象とする。



農林水産省提供資料より

施行期日：平成27年4月1日

特別加入の対象者の考え方

○ 特別加入の対象範囲については、下記の条件を考慮して定められており、今般の見直しについても、これらを踏まえ検討する必要がある。

【主な条件】

- ① 業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
- ② 業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。

○ 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。また、逆選択が生じないように、危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

①について

指定農業機械作業従事者については、既に他の動力防除機（スピードスプレーヤー等）は対象となっていること、無人ヘリコプターについては政府としても普及を推進しており、今後利用拡大が見込まれること、そのような中で、普及台数に対する死亡事故の件数が現在対象となっている他の農業機械と比較して多く、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる。

②について

無人ヘリコプターを用いた空中散布等を行う際は、実施計画を策定した上で、農林水産省に報告することとされており、業務の範囲は明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能である。

（参考1）農作業中の死亡事故と無人ヘリ事故の発生状況

項目	2010年	2011年	2012年	2013年	備考
農作業中の死亡事故 ^(注1)	398	366	350	-	2013年については集計中(2015年度公表見込み)
うち、動力防除機等 ^(注2)	46	39	45	-	
うち、無人ヘリコプター死亡事故	1	0	0	1	2010年に無人ヘリコプターで2件目の死亡事故が発生したことを受け情報収集を開始
無人ヘリコプター事故	-	43	25	36	

（注1）農作業中の死亡事故発生状況については平成24年に発生した農作業死亡事故の概要より抜粋。（注2）動力防除機等は、防除機の外に無人ヘリの死亡時を含む。

（参考2）無人ヘリと農業機械の死亡事故の発生状況の比較

西暦	無人ヘリの普及台数(台)	死亡者(人)	普及台数に対する死亡者の割合(人/台)	乗用トラクターの普及台数(千台)	死亡者(人)	普及台数に対する死亡者の割合(人/台)	動力防除機の普及台数(千台)	死亡者(人)	普及台数に対する死亡者の割合(人/台)	自脱式コンバインの普及台数(千台)	死亡者(人)	普及台数に対する死亡者の割合(人/台)
1996	797	1	0.1255									
2010	2,346	1	0.0426	1,678	114	0.0068	1,206 ^(注1)	8	0.0007	799	15	0.0019
2013	2,601	1	0.0384									

（注1）動力防除機の普及台数は2010年に調査をしなかったため、直近の値（注2）無人ヘリについては（一社）農林水産航空協会調べ

（注3）その他農業機械の普及台数は2013農業機械年鑑より

危険防止措置

○ 無人ヘリコプターに起因する事故を防止するため、国、都道府県、(一社)農林水産航空協会及びメーカーにおいて、技術的な指針の発出、啓発活動等の安全対策を実施。

①農林水産省における取組み

【通知】

- ・ 無人ヘリコプター利用技術指導指針(平成3年4月22日付け3農蚕第19744号農蚕園芸局長通知)
- ・ 平成26年度以降に向けた無人ヘリコプターの安全対策の徹底及び平成25年度の事故情報の報告状況について(平成26年4月16日付け25消安第6419号植物防疫課長通知)～平成26年度無人ヘリコプター事故防止のポイント～

【安全対策会議】

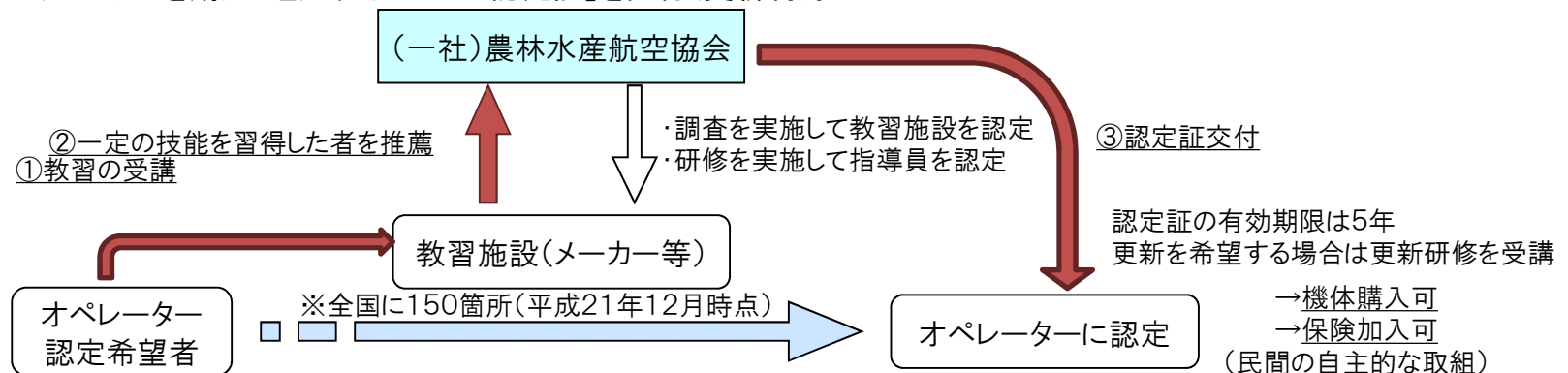
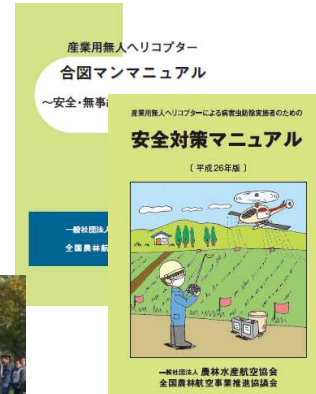
- ・ 航空事業検討会(主催:農林水産省 平成26年2月20-21日開催)
- ・ 無人ヘリコプター実務者会(主催:農林水産省 平成26年6月4日開催)

②都道府県における取組み

- ・ 都道府県の無人ヘリコプター利用技術指導指針
- ・ 安全対策会議

③(一般社団法人)農林水産航空協会における取組み

- ・ 産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための安全対策マニュアル
- ・ 産業用無人ヘリコプター合図マンマニュアル
- ・ 産業用無人ヘリコプター競技大会・技術研修会
- ・ 無人ヘリコプターを購入・運用するための「認定証」を発行(更新制)。



以上の点から、農薬の空中散布等の作業に用いる産業用無人ヘリコプターを使用する者を**特別加入の対象とすることが適当**

参照条文

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

第三十三条 次の各号に掲げる者(第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一～四 (略)

五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六・七 (略)

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一 農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)における次に掲げる作業

イ (略)

ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

二～五 (略)

労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十八第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を次のとおり定め、昭和四十年十一月一日から適用する。

一 動力耕うん機その他の農業用トラクター(耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)

二 前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの

イ 動力溝掘機

ロ 自走式田植機

ハ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械

ニ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械

ホ トラックその他の自走式運搬用機械

三 次に掲げる定置式機械又は携帯式機械

イ 動力揚水機

ロ 動力草刈機

ハ 動力カッター

ニ 動力摘採機

ホ 動力脱穀機

へ 動力^{せん}剪定機

ト 動力^{せん}剪枝機

チ チェーンソー

リ 単軌条式運搬機

ヌ コンベヤー